



足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

發行所
 足立区千住1/50
 東京都足立区役所
 北島十吉
 編集
 総務課文書係
 浅草 0440
 電話 3115
 足立 3115
 東京都足立区千住2/55
 巧文社印刷所(織田)
 電話足立 { 3406
 3767



秋晴れの日曜日、平和を象徴する鳩が5羽6羽、羽音高く舞い上る青空に「われらは動物の愛護並びに研究を通じて徳義の向上をはかり……」と、宣誓文を読む少年の声がひびいてくる。これは去る18日の日曜日午前10時半から保木間町で行われた“西新井少年鳩の会”発会式である。この少年鳩の会は西新井警察署の肝

入りで同署管内に居住する小中学生の間に組織され、動物愛護を通じて動物の生態を研究し社会科の一端を形作ると同時に、この組織を利用して会員相互の融和と徳義の向上を目的として結成されたものである。西新井警察署長、区長(代理岡崎教育課長)、区立中学校長、防犯協会長等来賓の前で、日頃の胸前をみせるの

はこのとき、各々両手に抱いてきた鳩を放せば大空に孤を画いて2度3度一きわ高い羽音を残して鳩舎の方に飛び去る鳩の姿をみめる少年達の瞳に映った白雲が、「よく訓練したネ」「うれしいかネ」と署長さんや、課長さんに頭をなぜられるたびに、にこにこ

第7回足立区議會

追加更生予算等17案件可決さる

昭和26年第7回足立区議會定例会は11月13日午後1時30分から清水議長の開会宣言により開会され、収入役の選任同意、区役所の機構改革に伴う課に関する改正条例等17の案件が3日間にわたり審議されいずれも原案通り可決となった。

〔第1日〕

午後1時30分議長の開会宣言についで区長登壇し招集の挨拶を行う。ついで事務局長が報告を終り、会議時間の延長につき議会の同意を得た後高野内議員の動議により休憩に入り午後5時5分再会まで議員総会が行われ、同5時6分案件の密議には至らず第1日目の本会議は散会となった。

〔第2日〕

午前中から開かれた議員総会で諸案件の下審議が行われたため午後4時45分開会、委員会審議経過について総務、財務、厚生、教育、建築各委員長から報告があつた後直ちに質問に入る。清水(宗)議員からPTA経費減額について、小林(三)議員から衛生行政についてそれぞれ質問があり、教育課長、区長これに答弁、ついで日程に入り「東京都足立区議会々議規則の一部を改正する規則」「東京都足立区議会委員会条例の一部を改正する条例」が上程され、大神田副議長が提案理由の説明を行い審議の結果原案可決となった。

千壽第4小学校分校の 廢止決まる

日程第3に移り「第25議案 寄附受領について」「第26議案 東京都足立区立小学校分校廢止について」審議が行われ原案可決、これによつて区立千壽第4小学校分校の廢止が決定された。

○日程第5「第27号議案 東京都足立区の課に関する条例」が上程され齋藤助役から提案理由の説明があつて審議の結果原案可決、これによつて従来の教育課が学務課と社会教育課の2課に分割となり戸籍課が新たに独立し発足となった。

○日程第6「区議会又は選挙管理委員会の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例」

○日程第7「第29号議案 東京都足立区納税貯蓄組合補助金交付条例」

○日程第8「第30号議案 東京都足立区ミシン使用条例」

○日程第9「第31号議案 東京都足立区立診療所条例」

○日程第10「第32号議案 東京都足立区農業委員会職員定数条例」

○日程第11「第33号議案 東京都足立区農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例」

以上いずれも原案通り可決

選挙管理委員に

金子氏ら4名決定

日程第12「足立区議会常任委員選任について」が上程され藤原議員の動議によつて議長の指名により次の7議員が運営委員に選任された。

- 遠峯富次 永井一己 田幡義雄
- 鈴木銀藏 新関正広
- 佐々木和佐之助 宮入五郎

○日程第13「足立区臨時内納検査立会人選任について」審議の結果次の5名を立会人とし議長指名をもつて決定した。

- 鈴木仲二 白倉滝藏 野口五郎平
- 永田うめじ 江川長吉

選挙管理委員の任期満了に伴い日程第14の「足立区選挙管理委員の選挙について」上程されたが、江口議員の動議により議長指名推薦となり次の4氏が委員に決定した。

- 五反野南町1258番地 稻付喜平次
- 千住仲町 81番地 畑 三郎
- 千住柳町 43番地 金子 重吉
- 千住1丁目 12番地 鈴木 義猛

これに引き続き日程第15の「足立区選挙管理委員補充員選挙について」が上程、同じく議長指名推薦により次の通り順位によつて決定した。

- 1 位千住大川町24番地 関原 春重
- 2 〃新田上町 266 〃 茂出木庄輔
- 3 〃梅田町 1750 〃 駒沢 文雄
- 4 〃千住寿町 77 〃 小林勇太郎

選挙管理委員長に畑三郎氏

第7回区議会で決定した選挙管理委員により19日午後1時から委員長の互選が行われ、畑三郎氏が委員長に決定した。

商工相談について

去る10月4日開設した本区の商工相談は金融、経営、税務、その他にわたる専門家の懇切な指導によつて、一般商工業者の好評を得ているが、さらに急を用する問題等については、相談日以外でも、区経済課商工係に連絡すれば、それぞれの担当専門家に紹介し、手軽に相談に応じてくれるようになっておりますから、御利用下さい。

梅島図書館で錦繪展覧會

梅島図書館では開館1周年を記念するとともに、文化祭の一環として10月27日から11月9日まで、同館内で錦繪展覧會を開催し、連日多数の參觀者で賑わつた。

追加更生予算128.902.147円

収入役に岡崎教育課長

日程第16の26年度足立区追加更正予算の審議は第2議会に移つて委員付託の動議が提出され議長指名による23名の予算調査特別委員により同日議会議後委員長の互選が行われ予算審議は第3日に持ち込まれた。なお同日追加日程第1が上程され欠員となつていた収入役について区長選任に同意する事に

決定この結果岡崎教育課長が収入役に選任され午後7時30分第2日目の会議が終了した。

〔第3日〕

午後4時43分開会前日に引き続き予算審議が行われ条件付原案可決となつたこれに対し区長から予算執行に当つては充分留意する旨挨拶があり午後5時3分開会した。

10月1日から 地代家賃の統制額改訂

地代・家賃の統制額は、本年9月まで固定資産税台帳の賃貸価格を基準として算出されてきましたが、固定資産税標準の時価が変更されたのに伴い、10月1日から土地及び家屋の基準として算出することに改訂されました。今回の物価庁告示による算出方法の改訂は煩雑ではありますが計算を省略すると必ず不公平を生じますから、不明の点は区建築課に問い合せて下さい。

地代算出に必要な事項と計算例

- (イ)土地の価格 60,000円
- (ロ)土地の坪数 30坪

11月の転入出者に注意

流入出口実態調査実施

東京都では11月1カ月の期間で流入人口実態調査を行います。

東京都の人口は、戦後増加の一途を辿り、最近3カ年間の統計によりますと、毎年約40万人づつ増えております。増加原因の1つは出生と死亡の差、即ち自時増加でもう一つは他府縣から都に転入する人と、都から他府縣へ転出する人との差、即ち流入超過です。都のように特別区という大都市をもっている処では、自然増加よりも流入超過、即ち社会増加による方が遙かに大きく、先程申し上げました毎年40万の増加人口の4分の3約30万を占め、自然増加は残りの4分の1約10万であります。増加人口のうち、自然増加についての資料は従来いろいろ整備されていますが、社会増加、つまり地方の人口が都市に集中する現象についての資料は殆どないので、今回の調査を行うことになったのです。

この調査を受ける人は、11月中に他府縣から区に転入した人と、都の区から他府縣へ転出する人で、調査の場所は区役所の出張所で、転入や転出の手続をする時に、係の職員が致します。調査する事柄は転入出の理由や職業、住居の関係等でありまして、本調査票は統計目的以外には絶対に使用致しませんし、又記入事項については、秘密を厳守することになっておりますから、何卒御協力下さいますようお願いいたします。

- (ハ)の賃貸価格 60円
- (ニ)固定資産税率 $\frac{1.6}{100}$ (東京都の場合)
- (ホ)固定資産税額 (イ) (ニ)
960円 (60,000円 \times $\frac{1.6}{100}$)

〔計算〕

(イ) $60,000円 \times \frac{2.2}{1000} = 132円 \dots\dots(1)$

(ハ) (イ) $(60円 \times 7.2 + (60,000円 \times \frac{8}{1,000})) = 912円 \dots\dots(2)$

固定資産税が(2)より高額であるから
(ホ) $960円 - 912円 = 48円 \dots\dots(3)$

(3) $48円 \times \frac{1}{6} = 8円 \dots\dots(4)$

(1) (4) $132円 + 8円 = 140円$ 改訂月額地代

註 (2)が(ホ)より高い場合はその6分の1を(1)から減ずること

家賃算出に必要な事項と計算例

- (イ)建物の価格 265,000円
- (ロ)建物の坪数 20坪
- (ハ)建物の賃貸価格 240円

- (ニ)固定資産税率 $\frac{1.6}{100}$ (東京都の場合)
- (ホ)固定資産税額 4,240円 (イ) $(265,000円 \times \frac{1.6}{100})$

〔計算〕

(イ) $265,000円 \times \frac{2}{1,000} = 530円 \dots\dots(1)$

(1) $530円 + (20坪 \times 12円修繕費) = 770円 \dots\dots(2)$

(ハ) (イ) $(240円 \times 7.2) + (265,000円 + \frac{8}{1,000}) = 3,840円 \dots\dots(3)$

固定資産税が3より高額であるから
(ホ) $4,240円 - 3,840円 = 392円 \dots\dots(4)$

(4) $392円 \times \frac{1}{6} = 65.33円 \dots\dots(5)$

(2) (5) $770円 + 65.33円 = 835円33$ 改訂月額家賃

地代算出方法によつて計算した地代相当額を(6)に加える、ここでは地代相当額を165円とする。

(6) 地代 $835円33 + 165円30 = 1,000円33$

26年10月からの改訂月額家賃
註 貸間貸室及び価格が修正された場合の計算は省略する、なおこの計算は昭和27年3月までとする。

区民税の完納に協力して下さい

昭和26年度足立区区民税を完納した方に抽せんにより賞品を差上げます

1. 抽せん券を受けられる方

- (1) 普通徴収の場合
1期、2期、3期、4期分を全部納めた方。
ただし1期、2期、3期分を11月30日までに納めた方に限ります。
- (2) 特別徴収される納税者の場合
26年6月分から27年3月分までを27年4月10日までに納めた方。
- (3) 特別徴収義務者の場合
26年6月分から11月分までを26年12月10日までに納め、且つ、12月分から27年3月分までを各翌月の10日までに納めた方。

1. 抽せん券を受け取る期間

- (1) 普通徴収の場合
自昭和27年1月5日
至昭和27年2月15日
- (2) 特別徴収の場合
特別徴収義務者分と特別徴収される方の分を特別徴収義務者宛に郵送します。

1. 普通徴収の方の抽せん券を受け取る場所

- 抽せん券を如ける方は、完納した区民税領収証書を次のところへ提示して下さい。
- (1) 足立区役所
 - (2) 足立区役所梅島支所
 - (3) 足立区役所出張所

1. 抽せん日

昭和27年5月下旬(予定)

1. 賞品

- 1等 都内大劇場招待券 (弁当付) $\dots\dots 100$ 本
- 2等 手拭 $\dots\dots 1,000$ 本
- 3等 石鹼 $\dots\dots 1,200$ 本

昭和26年11月 足立区区民税完納奨励会 (足立区役所内)